**平成２５年（フ）第３５３号**
群馬県前橋市堀越町851番地21　マーベラス大胡Ｂ―201号
破産者　藤堂　栄二
1　破産債権の届出期間　平成26年４月23日まで
2　一般調査期日　平成26年５月12日午前10時30分
平成26年３月24日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第１９６７号**
横浜市港北区菊名３丁目16番16号
破産者　佐々木邦司
1　破産債権の届出期間　平成26年４月24日まで
2　一般調査期日　平成26年６月23日午前10時10分
平成26年３月24日
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１２４号**
広島県呉市警固屋９丁目４番33号
破産者　見世　義幸
1　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
2　一般調査期日　平成26年５月21日午後１時35分
平成26年３月24日　広島地方裁判所呉支部

**平成２５年（フ）第４８１号**
堺市北区中長尾町４丁１番28号、開始決定時の住所堺市北区南花田町306番地４
破産者　本村　英樹
1　破産債権の届出期間　平成26年５月９日まで
2　一般調査期日　平成26年６月16日午後２時
平成26年３月20日
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第３２１３号**
大阪府東大阪市近江堂３丁目14番15号
破産者　株式会社サイカ
1　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
2　一般調査期日　平成26年６月19日午後３時
平成26年３月20日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１５１号**
山形市宮町４丁目18番18号
破産者　有限会社晃益堂印刷
1　破産債権の届出期間　平成26年５月16日まで
2　一般調査期日　平成26年６月26日午後１時30分
平成26年３月20日　山形地方裁判所民事部

## 破産債権の特別調査期日

**平成２２年（フ）第８７００号**
神奈川県相模原市中央区小山１丁目１番10号
破産者　株式会社エフオーアイ
特別調査期日　平成26年５月21日午前11時
平成26年３月19日
東京地方裁判所民事第20部

## 破産管財人の追加選任

**平成２５年（フ）第１０６号**
北海道小樽市花園４丁目24番１号
破産者　佐坂　政
上記の者に対する破産事件につき、次の者を破産管財人に選任した。
弁護士　鷲見　悠
平成26年３月11日　札幌地方裁判所小樽支部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２５年（フ）第５７５３号**
大阪市鶴見区緑１丁目３番６―501号
破産者　市川　一男
異議申述期間　平成26年５月７日まで
平成26年３月20日
大阪地方裁判所第６民事部

## 免責許可決定

**平成２５年（フ）第１９７３号**
福岡市早良区野芥７丁目40番１―203号
破産者　西﨑　遥加（旧姓許山）
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

## 特別清算開始

**平成２６年（ヒ）第２０１３号**
東京都千代田区神田松永町18番地１
清算株式会社　アド・サクセス株式会社
代表清算人　加藤　興平
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２６年（ヒ）第２０１９号**
東京都杉並区堀ノ内３丁目45番７号
清算株式会社　株式会社エム・ケー・ワン
代表清算人　村井　達
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２６年（ヒ）第２０２３号**
東京都江東区新木場１丁目７番22号
清算株式会社　ＨＢＳ株式会社
代表清算人　中井　勝弘
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２６年（ヒ）第１号**
新潟県妙高市東陽町３番22号
清算株式会社　妙高雪国水産株式会社
代表清算人　岡田　巖
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所高田支部

**平成２６年（ヒ）第２号**
岡山県倉敷市玉島乙島8259番地16
清算株式会社　クリューサーオール株式会社
清算人　志和　公彦
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所倉敷支部

## 監督命令

**平成２６年（再）第１３号**
東京都豊島区高松３丁目11番６号
再生債務者　株式会社富士屋繊部商事
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区平河町２丁目４番13号　ノーブルコート平河町502号　長屋憲一法律事務所　弁護士　長屋　憲一
平成26年３月19日
東京地方裁判所民事第20部

## 再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

**平成２５年（再）第４８号**
東京都町田市旭町１丁目14番20号
再生債務者　株式会社シーティーシー
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式240株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　資本金1200万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
5　募集株式の数　普通株式100株
6　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金５万円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１ヶ月
8　増加する資本金の額　金500万円
平成26年２月７日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（再）第６５号**
埼玉県さいたま市西区島根681番地３号
再生債務者　株式会社ダート・ワールド
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　発行済である普通株式200株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　資本金1000万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
5　募集株式の数　普通株式50株
6　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金１万円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定日から１か月
8　増加する資本金の額　金50万円
平成26年３月18日
東京地方裁判所民事第20部